

令和5年9月改訂

犯罪の被害に あわれた方へ



広島県警察

はじめに

このパンフレットは、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方に

- ◎ 警察の捜査やその後の裁判がどのように進み、犯人がどのような手続で処罰されるのか
- ◎ 犯人を処罰するために、警察がどのような協力をお願いするのか
- ◎ 被害の後に起きる問題に対処するために利用できる制度には、どのようなものがあるのか

といったことを分かり易くお知らせするためのものです。

このパンフレットに書かれている内容について、より詳しく知りたいときは、裏表紙の連絡捜査員にお問い合わせください。

目次

■ 刑事手続の概要	1
1 被害の届出	2
2 刑事手続の流れ	3
①犯人が20歳以上の場合	3
②犯人が14歳以上20歳未満の少年の場合	4
③犯人が14歳未満の少年の場合	5
3 捜査への協力をお願い	7
■ 被害者等の方が利用できる制度	9
1 被害者等に対する支援員制度	10
①警察における被害者支援員制度	10
②検察庁における被害者支援員制度	10
2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等	11
①被害者連絡制度	11
②法務省の各機関における被害者等通知制度等	12
③心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知	14
④検察審査会への審査申立て	14
3 刑事裁判で利用できる制度	15
○被害者参加制度	16
○被害者参加弁護士選定制度	16
○損害賠償命令制度	16
4 少年犯罪により被害を受けた方が利用できる制度	18
5 更生保護において利用できる主な制度	19
6 安全の確保に関する制度	20
①再被害の防止・保護対策	20
②配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護	20
③プライバシー侵害等に対する人権救済制度	20
《裁判所所在地一覧表》	21
《検察庁所在地一覧表》	22

《検察審査会所在地一覧表》	23
《法務省人権相談所一覧表》	23
7 経済的支援や各種支援・福祉制度	24
①被害者等の負担の軽減	24
②犯罪被害給付制度	24
③民事上の損害賠償請求制度	26
《法律相談所一覧表》	27
④税制	28
《国税の相談窓口》	29
⑤一時保護施設の提供制度	30
⑥公営住宅への単身入居、優先入居等	30
⑦福祉制度	30
⑧個別労働紛争解決制度	31
8 精神的被害の支援	32
○カウンセリング制度	32
■ 各種相談機関・窓口	33
1 警察における相談窓口	34
2 他の相談機関・窓口	35
①検察庁における相談窓口	35
②保護観察所における相談窓口	35
③法務省の人権擁護機関	36
④公益社団法人広島被害者支援センター	37
⑤配偶者暴力相談支援センター	39
⑥性被害ワンストップセンターひろしま	40
⑦日本司法支援センター（法テラス）	41
⑧公益財団法人暴力追放広島県民会議	43
⑨公益財団法人犯罪被害救援基金	44
⑩広島県労働相談コーナー	45
⑪広島県犯罪被害者等支援総合窓口	46
⑫広島市犯罪被害者等総合相談窓口	46
⑬市町の犯罪被害者等相談窓口	47
《相談機関一覧表》	48
■ 警察署所在地・代表電話一覧表	50

刑事手続 の概要

1 被害の届出

通常、犯罪により被害にあわれた方から警察に被害届が提出されることにより捜査が開始され、3ページからの

「^{そうさ}捜査」→「^{きそ}起訴」→「^{こうはん}公判（裁判）」

といった刑事手続が始まります。

また、被害にあった事実（「犯罪事実」といいます。）を警察などの捜査機関に申告して犯人の処罰を求めすることもできます（「^{こくそ}告訴」といいます。）。

未成年者略取及び誘拐の罪等といった一部の犯罪については、被害者や法律で決められた人による「^{こくそ}告訴」がなければ裁判で犯人の処罰を求めることができません。

このような犯罪を「^{しんこくざい}親告罪」といいます。

不同意性交等罪や不同意わいせつ罪等の性犯罪については、従前は強姦罪等の罪名で「^{しんこくざい}親告罪」とされていましたが、平成29年7月に法律が改正され、被害者の精神的負担の軽減等を理由に、「^{ひしんこくざい}非親告罪」となりました。

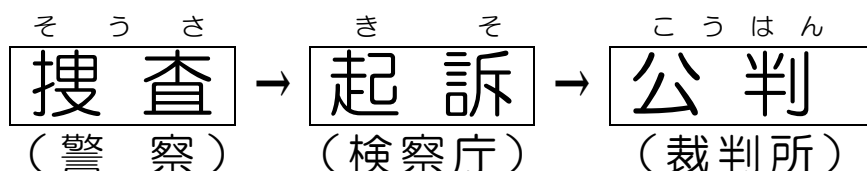
つまり、性犯罪の被害者等が警察等の捜査機関に被害の届出をすただけで、「^{こくそ}告訴」をしなくても、犯人を起訴して処罰することが可能となっています。

「^{こくそ}告訴」、「^{しんこくざい}親告罪」等、あまり聞かない言葉が出てきますが、分かりにくいことがありましたら些細なことでも遠慮なく警察にお尋ねください。

2 刑事手続の流れ

犯人は誰か、そして犯人がどのような罪を犯したのかを明らかにし、どのように処罰するのかを定めた手続を「刑事手続」といいます。

この手続は、大きく



の3つの段階に分かれ、犯人が20歳以上の場合と20歳未満(「少年」といいます。)の場合とで、これらの手続が異なります。

① 犯人が20歳以上の場合

(1) 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査」といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者」といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕し、逮捕してから48時間以内に、その身柄を書類や証拠とともに検察官に送ります(身柄や書面等を他の機関へ送ることを「送致」といいます。)

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束(この身柄拘束を「勾留」といいます。)の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間にも、警察は、さまざまな捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま任意で取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果の書類や証拠を検察官に送ることとなります(これを任意送致といいます。)



(2) 起訴

送致を受けた検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます（起訴された被疑者は「被告人」といいます。）。

また、起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求等があります。

(3) 公判（裁判）

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることとなります。

② 犯人が14歳以上20歳未満の少年の場合

※ 少年法が改正され、令和4年4月1日から18歳及び19歳の少年は「特定少年」として、特例規定による措置が講じられています。

(1) 捜査等

警察では、14歳以上20歳未満の少年については、犯人が20歳以上の場合の刑事手続と同様の捜査を行います。

法で定められた刑罰（これを「法定刑」といいます。）が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に送致します。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

※ 令和4年4月1日から、特定少年については、法定刑が罰金以下の罪を犯した場合でも、検察庁に送致します。

(2) 審判^{しんぱん}

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分反省し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「審判不開始^{しんぱんふかいし}」といいます。）。

他方、少年に対する処遇を決めるために家庭裁判所が直接審理することが必要であると認めた場合には、審判手続が開始されます。

審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には、不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合であって、家庭裁判所において犯人が20歳以上の場合と同様の刑事処分とすることが相当であると認めた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に判決が下されます。

③ 犯人が14歳未満の少年の場合

(1) 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、当該事件を児童相談所に送致します。

(2) 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断

した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として家庭裁判所に送らなければならないとされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

3 捜査への協力をお願い

皆様には、刑事手続上必要な協力をお願いすることになり、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力いただきたいと思います。

具体的には、次のようなことがあります。

① 事情聴取

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があっってお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば、捜査も進展して犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。
詳しくは、20ページの「安全の確保に関する制度」の項目をお読みください。
- 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、子供さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聞かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

② 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

- 提出していただいた証拠品については、捜査上保管する必要がなくなれば、裁判前であってもお返しします（これを「かんぶ還付」といいます。）。
- 証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者等の請求により、一時的にお返しできる場合もあります（これを「かりかんぶ仮還付」といいます。）。

③ 実況見分等への立会い

皆様には、警察官が被害の現場等について確認する際に立ち会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「じっきょうけんぶん実況見分」といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「けんしょう検証」といいます。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

④ 裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のため、公判（裁判）で証言していただくことがあります（これを「しょうにんもん証人尋問」といいます。）。

裁判においては、さまざまな制度が用意されています。詳しくは、15ページの「刑事裁判で利用できる制度」の項目をお読みください。

被害者等※ の方が利用 できる制度

※ 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害者等」と記載します。

1 被害者等に対する支援員制度

① 警察における被害者支援員制度

警察では、殺人、性犯罪、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等が発生したとき、被害者支援員が被害者等への付き添い、支援制度の説明、要望の聴取、関係機関・団体の紹介などの支援を行います。

詳しくは、最寄りの警察署等にお問い合わせください。

② 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の地方検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

詳しくは、最寄りの検察庁にお問い合わせください。



2 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

① 被害者連絡制度

警察では、身体犯（殺人、性犯罪、傷害等）、ひき逃げ事件、重大な交通事故事件等の被害者等の方に対して、適時、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害者の方から事情聴取を行った捜査員等が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

(2) 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

(3) 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙に至ったこと、被疑者の名前、年齢等について連絡します。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕被疑者を送致した場合には、事件を送致した検察庁の庁名、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所の庁名等について連絡します。

なお、被害者等の方の中には、事件のことを思い出したくないので、知らせて欲しくないという方もおられると思います。

その場合には、捜査員にその旨を話してください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。



② 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方々に対し、その方々の希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

- (1) 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
 - (2) 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日時
 - (3) 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
 - (4) 身柄の状況、起訴事実の要旨、不起訴の理由の概要等
 - (5) 懲役又は禁錮の刑の執行終了予定
 - (6) 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設の名称・所在地、懲役刑の作業名、改善指導名等）
 - (7) 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
 - (8) 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
 - (9) 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察の終了年月日等）
 - (10) 死刑を執行した事実
- 等です。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

通知を受けることができる事項は、

- (1) 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地）
- (2) 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇

の段階、個人別教育目標、仮退院の申出年月日等)

(3) 出院に関する事項 (出院後に出院年月日、出院事由等)

(4) 仮退院審理に関する事項 (仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等)

(5) 保護観察中の処遇状況等に関する事項 (保護観察の開始年月日、特別遵守事項の内容、保護観察官又は保護司との接触状況、保護観察の終了年月日等)

等です。

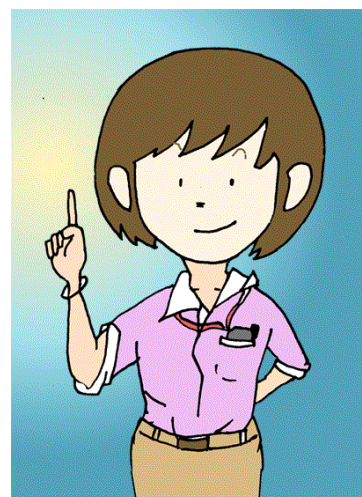
これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

【お申出・お問い合わせ先】

庁名	所在地	電話番号
広島保護観察所	広島市中区上八丁堀 2-31	(082)221-4489
広島少年鑑別所	広島市中区吉島西 3-15-8	(082)244-3388

なお、検察庁において、被害者等の方々が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避けるための措置をとる必要があるため、特に通知を希望する場合で、検察官が通知を行った方がよいと認めるときは、受刑者の釈放直前に、釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知する制度もあります。

これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官等にお問い合わせください。



③ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪等の裁判が確定した場合には、検察官は医療を受けさせる必要が明らかでないとする場合を除き、医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方等は、申出をすることによって、裁判所の許可を得て審判を傍聴することや、審判の結果等について裁判所から通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

④ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を起訴するかどうかを判断しますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の庁舎内に設置されています。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用はかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会（23ページ参照）までお問い合わせください。

3 刑事裁判で利用できる制度

被害者等（この項では、「被害者等」とは「被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹」をいいます。）の方には、刑事裁判において、犯罪の立証のため、証人等として証言していただくことがあります。その際に、被害者等の方に配慮して、次のような各制度が定められています。

- 裁判所が適当と認める人に付き添ってもらうことができます。
- 被害者等の方が、被告人や傍聴人から見えないように、遮へいの措置をとってもらうことができます。
- 別室からビデオモニターを通じて証言することができます。
- 被害者等の方は、第1回の公判期日の後から裁判が終結するまでの間、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の被害者等の方も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害者等の方は、刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう検察官を通じて裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手續は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の方の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。
- 被告人との間で民事上の争いについて合意が成立した場合に、別に民事訴訟を起さなくてもいいように、その合意内容を公判調書に記載してもらうことができます。
- 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

○ 被害者参加制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者参加弁護士選定制度

被害者参加人となった被害者等は、公判への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が係属している地方裁判所に対し、その弁論が終わるまでの間に、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の審理で結論を出すことになっており、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証

が容易になっています。

なお、最初の審理を開始した後、4回以内の審理で終わらせるのが困難であると認められる場合や損害賠償を命ずる決定について、当事者から異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、刑事事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。



4 少年犯罪により被害を受けた方が利用できる制度

少年犯罪による被害者等の方には、次のような制度があります。

- 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年や関係者のプライバシーに深くかかわるものなどは除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や事件についての意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。



5 更生保護において利用できる主な制度

① 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等の方は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

詳しくは、

中国地方更生保護委員会
所在地 広島市中区上八丁堀 2-31
電話番号 (082) 224-0920

にお問い合わせください。

② 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えることができます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、保護観察所（13ページ参照）にお問い合わせください。

6 安全の確保に関する制度

① 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、再度加害者から生命、身体に危害を加えられるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者の方からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

② 配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護

警察では、配偶者からの暴力（DV）事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方を加害者から保護する必要がある場合には、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所と連携のうえ対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や配偶者暴力相談支援センター（39ページ参照）、児童相談所（49ページ参照）にお問い合わせください。

③ プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関（23ページ参照）が、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告したりするなどの救済のための措置を講じています。

裁判所所在地一覧表

庁名	所在地	代表電話
広島高等裁判所	広島市中区上八丁堀 2-43	(082)221-2411
広島地方裁判所	広島市中区上八丁堀 2-43	(082)228-0421
広島地裁呉支部	呉市西中央 4-1-46	(0823)21-4991
〃 尾道支部	尾道市新浜 1-12-4	(0848)22-5285
〃 福山支部	福山市三吉町 1-7-1	(084)923-2890
〃 三次支部	三次市三次町 1725-1	(0824)63-5141
広島家庭裁判所	広島市中区上八丁堀 1-6	(082)228-0574
広島家裁呉支部	呉市西中央 4-1-46	(0823)21-4992
〃 尾道支部	尾道市新浜 1-12-4	(0848)22-5286
〃 福山支部	福山市三吉町 1-7-1	(084)923-2806
〃 三次支部	三次市三次町 1725-1	(0824)63-5169
広島簡易裁判所	広島市中区上八丁堀 2-43	(082)228-0421
東広島 〃	東広島市西条朝日町 5-23	(082)422-2279
可部 〃	広島市安佐北区可部 4-12-24	(082)812-2205
大竹 〃	大竹市白石 1-7-6	(0827)52-2309
呉 〃	呉市西中央 4-1-46	(0823)21-4991
竹原 〃	竹原市竹原町 3553	(0846)22-2059
尾道 〃	尾道市新浜 1-12-4	(0848)22-5285
福山 〃	福山市三吉町 1-7-1	(084)923-2890
府中 〃	府中市鵜飼町 542-13	(0847)45-3268
三次 〃	三次市三次町 1725-1	(0824)63-5141
庄原 〃	庄原市西本町 1-19-8	(0824)72-0217

◇地方裁判所は、成人による事件を担当します。

◇家庭裁判所は、少年による事件を担当します。

◇簡易裁判所は、罰金等の軽微な事件を担当します。

検察庁所在地一覧表

広島地方検察庁被害者ホットライン	(082)221-2467
------------------	---------------

庁名	所在地	代表電話
広島高等検察庁	広島市中区上八丁堀 2-31	(082)221-2451
広島地方検察庁	広島市中区上八丁堀 2-31	(082)221-2453
広島地検呉支部	呉市中央 3-9-15	(0823)22-3151
〃 尾道支部	尾道市新浜 1-12-2	(0848)23-3529
〃 福山支部	福山市三吉町 1-7-2	(084)923-1331
〃 三次支部	三次市三次町 1777-3	(0824)62-2317
広島区検察庁		
東広島 〃	広島市中区上八丁堀 2-31	(082)221-2453
可部 〃	(広島地方検察庁内)	
大竹 〃		
呉 〃	呉市中央 3-9-15	(0823)22-3151
竹原 〃	(広島地方検察庁呉支部内)	
尾道 〃	尾道市新浜 1-12-2 (広島地方検察庁尾道支部内)	(0848)23-3529
福山 〃	福山市三吉町 1-7-2	(084)923-1331
府中 〃	(広島地方検察庁福山支部内)	
三次 〃	三次市三次町 1777-3	(0824)62-2317
庄原 〃	(広島地方検察庁三次支部内)	

◇高等検察庁は、控訴事件を担当します。

◇地方検察庁は、地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する事件を担当します。

◇区検察庁は、簡易裁判所の管轄に属する比較的軽微な事件を担当します。

検察審査会所在地一覧表

庁名	所在地	代表電話
広島第一検察審査会 広島第二検察審査会	広島市中区上八丁堀 2-43 (広島地方裁判所庁舎内)	(082)228-0439
呉検察審査会	呉市西中央 4-1-46 (広島地方裁判所呉支部庁舎内)	(0823)21-4991
尾道検察審査会	尾道市新浜 1-12-4 (広島地方裁判所尾道支部庁舎内)	(0848)22-5285
福山検察審査会	福山市三吉町 1-7-1 (広島地方裁判所福山支部庁舎内)	(084)923-2890
三次検察審査会	三次市三次町 1725-1 (広島地方裁判所三次支部庁舎内)	(0824)63-5141

法務省人権相談所一覧表

みんなの人権 110 番(全国共通ナビダイヤル)	0570-003-110
女性の人権ホットライン(全国共通ナビダイヤル)	0570-070-810

庁名	所在地	電話番号
広島法務局 人権擁護部	広島市中区上八丁堀 6-30	(082)228-5792
〃 廿日市支局	廿日市市新宮 1-15-40	(0829)31-2164
〃 東広島支局	東広島市西条朝日町 9-11	(082)423-7707
〃 呉支局	呉市中央 3-9-15	(0823)21-9288
〃 尾道支局	尾道市古浜町 27-13	(0848)23-2883
〃 福山支局	福山市三吉町 1-7-2	(084)923-0100
〃 三次支局	三次市三次町 1074	(0824)62-5070

7 経済的支援や各種支援・福祉制度

① 被害者等の負担の軽減

警察では、被害者等の負担を軽減するため、一定の基準に該当する方を対象に、次の費用等の一部を公費で負担する制度があります。

- ご家族を亡くされた方 …………… 検案書料・遺体搬送費
 - 重大な負傷等を負わされた方 … 診断書料・初（再）診料
 - 性犯罪被害にあわれた方 …………… 初診料・診断書料・検査費
・ 緊急避妊費用等
 - 被害現場がご自宅の場合 …………… ハウスクリーニング費用
- 詳しくは、裏表紙の連絡捜査員にお問い合わせください。

② 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、障害が残ったりした被害者の方に対して、労災補償等の他の公的給付や、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合等に、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

- | |
|---|
| <p>■ 遺族給付金
遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給（ただし、配偶者以外は、被害者の収入によって生計を維持していた者が優先されます。）</p> <p>■ 重傷病給付金
重傷病（療養の期間が1ヶ月以上で、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1ヶ月以上で、かつ、その病状の程度が3日以上労務に服することができない程度であったことを要する。）を負った被害者の方に、3年間を限度として保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合計額(上限 120 万円)を支給</p> <p>■ 障害給付金
障害（障害等級第 1～14 級）が残った被害者の方に支給</p> |
|---|

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに、日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。申請は、申請者の方の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行います。具体的な手続としては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。

ただし、加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。（※事件内容によっては、支給されない場合もあります。）

詳しくは、

〒730-8507 広島市中区基町 9-42

広島県警察本部警務部警察安全相談課「被害者支援室」

代表電話 (082) 228-0110

にお問い合わせください。



③ 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当する場合があります、その場合には、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方が申立てを行う必要があります。

詳しくは、弁護士会等にお問い合わせください。

なお、損害賠償命令制度については、16ページを参照してください。

また、指定暴力団による不法行為については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動等に際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。

この規定により、例えば、

- 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。

詳しくは、

〒730-8507 広島市中区基町 9-42
広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課
代表電話 (082) 228-0110

又は広島弁護士会にお問い合わせください。

法律相談所一覧表

【法テラス】犯罪被害者支援ダイヤル		
相談機関	受付時間	電話番号
日本司法支援センター	平日 9:00~21:00	0120-079-714 (なくことないよ)
	土曜 9:00~17:00	

※ 日曜祝日、年末年始（12/29~1/3）はお休みします。

弁護士による犯罪被害者電話相談			
相談機関	相談日	受付時間	電話番号
広島弁護士会	平日	15:00~18:00	080-4268-1141

※ 土・日・祝日、盆休み、年末年始等を除く。

《広島弁護士会有料相談》 相談される場合は、予約が必要です。

※ 経済的にお困りの方は、法テラスの民事法律扶助による無料相談を受けることができます。

相談機関	所在地	相談日	受付時間	代表電話
法律相談センターひろしま	広島市中区 上八丁堀 2-73 (広島弁護士会広島地区会館)	毎日	10:10~16:25	(082) 225-1600
		夜間 (水曜のみ)	17:30~19:30	
広島北部巡回法律相談センター ※ 無料	三次市内と庄原市内を巡回して行っています。 ※ 広島弁護士会ホームページに日程表を掲載しています。	金曜	13:00~ 16:00	0120- 969-214
法律相談センター福山	福山市三吉町 1-6-1 (広島弁護士会福山地区会館)	水・金曜 (交通事故)	10:00~ 16:00	(084) 973-5900
		月~金曜 (交通事故以外)	13:00~ 15:00	
ひがし広島法律相談センター	東広島市西条 西本町 28-6 (サンスクエア東広島2階)	水曜	13:00~ 16:00	(082) 421-0021
呉法律相談センター	呉市中央 2-1-29 (広島弁護士会呉地区会館)	土曜	10:00~ 12:00	0120- 969-214

※ GW、盆休み、年末年始等を除く。

④ 税制

医療費を支払ったり、障害を負った方、あるいは、ひとり親である方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」を受けることができます。

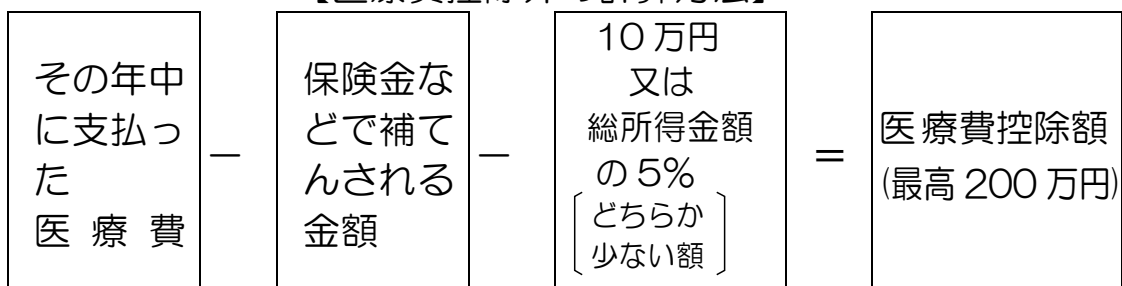
■ 医療費控除

納税者ご本人又は生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）について、一定の額が控除されるもの

※「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」を選択する場合には、通常の「医療費控除」の適用を受けることはできません（選択適用）。

なお、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」の詳しい内容については、国税庁ホームページをご確認ください。

【医療費控除外の計算方法】



■ 障害者控除

納税者ご本人やその納税者の同一生計配偶者、又は扶養親族が障害者である場合には 27 万円（特別障害者である場合は 40 万円、同居特別障害者である場合は 75 万円）が控除されるもの

■ ひとり親控除・^か寡婦控除

「ひとり親控除」は、現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、生計を一にする子を有することなど一定の要件に該当する方に 35 万円が控除されるもの

「寡婦控除」は、「ひとり親」に当たらない方で、夫と死別又は離婚された方あるいは夫の生死が不明な方で、一定の要件に該当する方に 27 万円が控除されるもの

※ 詳しくは、次ページの国税の相談窓口や最寄りの税務署にお問い合わせください。

国 税 の 相 談 窓 口

国税に関する一般的な相談は、電話相談センターをご利用ください。

広島国税局の職員がお答えします。

利 用 方 法	1 所轄税務署に電話 2 音声案内に従って、 <input type="text" value="1"/> を選択 3 広島国税局電話相談センターにつながります。 ※通話料金は、おかけになった税務署までの料金です。
------------------	--

県内の税務署		
署名	所在地	代表電話
広島東税務署	広島市中区上八丁堀 3-19	(082)227-1155
広島南税務署	広島市南区宇品東 6-1-72	(082)253-3281
広島西税務署	広島市西区観音新町 1-17-3	(082)234-3110
広島北税務署	広島市安佐北区亀山 2-25-10	(082)814-2111
呉税務署	呉市中央 3-9-15	(0823)23-2424
竹原税務署	竹原市中央 3-2-12	(0846)22-0485
三原税務署	三原市宮沖 2-12-1	(0848)62-3131
尾道税務署	尾道市古浜町 27-18	(0848)22-2131
福山税務署	福山市三吉町 4-4-8	(084)922-1350
府中税務署	府中市鶉飼町 555-40	(0847)45-2570
三次税務署	三次市十日市東 1-13-5	(0824)62-2721
庄原税務署	庄原市三日市町 667-5	(0824)72-1001
西条税務署	東広島市西条昭和町 16-8	(082)422-2191
廿日市税務署	廿日市市新宮 1-15-40	(0829)32-1217
海田税務署	安芸郡海田町大正町 1-13	(082)823-2131
吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田 3604-1	(0826)42-0008

国税庁ホームページ もご利用ください。

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

⑤ 一時保護施設の提供制度

暴力団犯罪やストーカー犯罪については、事件の性質上、度重なる脅迫や「お礼参り」「つきまとい」など被害者が再被害を受けるおそれの大きいことなどから、一時的に保護が必要と認めた場合に、ホテル等の一時保護施設を提供する制度があります。

詳しくは、裏表紙の連絡捜査員にお問い合わせください。

⑥ 公営住宅への単身入居、優先入居等

配偶者からの暴力事案の被害者については、同居親族要件が緩和され、単身入居が可能な公営住宅があります。

また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、地方公共団体によっては公営住宅に優先的に入居できることがあります。

その他、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる地方公共団体がありますので、詳しくは、県又は市町の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

⑦ 福祉制度

収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度があります。

福祉制度は、個々具体的な事情により取扱いが異なり、また、本人申請主義が採られていますので、詳しいことは、住所地の市（区）町の福祉事務所にお問い合わせください。



⑧ 個別労働紛争解決制度

厚生労働省広島労働局総合労働相談コーナーにおいて、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する解雇、雇止め、賃下げ、いじめなどのトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することをサポートしています。

- 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 総合労働相談コーナーにおける労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせんの制度

詳しくは、広島労働局雇用環境・均等室（082-221-9296）又は最寄りの各総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

総合労働相談コーナー(厚生労働省広島労働局)		
名称	所在地	電話番号
広島労働局総合労働相談コーナー	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 5階 (広島労働局雇用環境・均等室内)	(082) 221-9296
広島中央総合労働相談コーナー	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館 1階 (広島中央労働基準監督署内)	(082) 221-2410
呉総合労働相談コーナー	呉市中央 3-9-15 呉地方合同庁舎 5階 (呉労働基準監督署内)	(0823) 88-2937
福山総合労働相談コーナー	福山市旭町 1-7 (福山労働基準監督署内)	(084) 916-3186
三原総合労働相談コーナー	三原市宮沖 2-13-20 (三原労働基準監督署内)	(0848) 63-3939
尾道総合労働相談コーナー	尾道市古浜町 27-13 (尾道労働基準監督署内)	(0848) 22-4158
三次総合労働相談コーナー	三次市十日市東 1-9-9 (三次労働基準監督署内)	(0824) 62-2104
広島北総合労働相談コーナー	広島市安佐北区可部南 3-3-28 (広島北労働基準監督署内)	(082) 812-2115
廿日市総合労働相談コーナー	廿日市市新宮 1-15-40 (廿日市労働基準監督署内)	(0829) 32-1155

8 精神的被害の支援

○ カウンセリング制度

犯罪被害にあわれた後、さまざまな悩みや困りごとがあっても、どこに相談すればいいのか分からず、悩みを抱え込んでしまう被害者等が少なくありません。

そこで警察では、被害者支援カウンセラーが面接で相談を受け、解決に向かうお手伝いをしています。支援制度のほか、内容に応じて適切な専門機関・窓口をご紹介します。相談は無料、秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

後になって、悩みや困りごとが出てくることもあります。長い年月が過ぎていても、困ったときにご利用ください。

面接のお申し込みやお問い合わせは、裏表紙の「連絡捜査員」又は事件を取り扱った警察署警務課にご連絡ください。

被害後、心や身体にも影響があらわれることがありますが、これは誰にでも起こり得る自然な反応です。被害者支援カウンセラーは公認心理師・臨床心理士として、心理学的立場からの専門的な支援も行います。また、被害者が少年の場合は、少年心理等の専門的な知識・技能を有する少年育成官(公認心理師・臨床心理士など)にも相談できます。

また、精神科医又は部外の公認心理師・臨床心理士によるカウンセリング費用を公費負担できる場合もありますので、被害者支援カウンセラーが面接時にご説明します。



警察以外での電話・面接相談をご希望の方は

公益社団法人広島被害者支援センター
にお問い合わせください(37ページ参照)。

各種相談

機関・窓口

1 警察における相談窓口

広島県警察の専門相談窓口は次のとおりですので、参考にしてください。

相談事項	相談電話の名称	電話番号	設置場所
各種相談の 総合相談受付	警察安全相談電話	(082)228-9110 又は #9110	警察安全 相談課
鉄道における 痴漢被害相談	鉄道警察隊 ちかん被害相談所	(082)263-0300	鉄道警察隊
性犯罪被害に 関する相談	性犯罪相談電話	0120-630-110 又は #8103	捜査第一課
暴力団離脱者 の更正相談	暴力団離脱者更正 相談	(082)222-1818	組織犯罪 対策第二課
少年相談	ヤングテレホン広島	(082)228-3993	少年対策課
	少年サポートセンター ひろしま	(082)242-5110	少年サポー トセンター ひろしま
	少年サポートセンター ふくやま	(084)925-7011	少年サポー トセンター ふくやま
悪質商法等に 関する相談	悪質商法相談電話	(082)221-4194	生活環境課
薬物乱用問題 に関する相談	覚醒剤・麻薬相談電話	(082)227-4989	組織犯罪 対策第三課
拳銃に 関する情報	拳銃110番	0120-10-3774	

※ 各都道府県警察の相談窓口を知りたい方は、
警察庁犯罪被害者支援ホームページ

<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>

をご参照ください。

2 他 の 相 談 機 関 ・ 窓 口

① 検察庁における相談窓口

被害者等が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファクシミリでの利用も可能となっています。夜間や休日の場合でも留守番電話やファクシミリでの利用が可能となっていますので、ご利用ください。

- 広島地方検察庁被害者ホットライン（TEL/FAX 番号）
(082) 221-2467

- 全国検察庁の被害者ホットライン窓口は、検察庁ホームページ
<http://www.kensatsu.go.jp/>
をご参照ください。

② 保護観察所における相談窓口

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害者等からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行ったりしています。保護観察所には、専用の電話番号(13ページ参照)が設けられていますので、ご利用ください。

全国の保護観察所の所在地及び被害者等の方のための専用の電話番号を知りたい方は、法務省の更生保護における犯罪被害者等施策ホームページ

- <http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html>
をご参照ください。

③ 法務省の人権擁護機関

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が人権に関する相談に応じています。被害者等の方が、これは人権問題ではないだろうかと感じていたり、偏見や差別等に思い悩んだりすることがあったら相談してください。その悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

また、必要に応じて、事実関係を調査し、事案に応じた適切な措置を講じます。

■ 県内の常設人権相談所は、23ページをご参照ください。

■ 全国の常設人権相談窓口は、法務省ホームページ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

をご参照ください。

■ インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

人権相談をインターネットでも受け付けています。

相談フォームに必要事項を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

インターネット人権相談受付窓口URL

<https://www.jinken.go.jp/>



④ 公益社団法人広島被害者支援センター

被害者等を支援する民間団体です。

電話・面接での相談のほか、裁判所への付添いなどの直接支援を行います。秘密厳守、相談無料です。

ひとりで抱えこまないで、まずは電話でご相談ください。

<電話相談>

電話番号 (082) 544-1110

相談時間 月～土曜日 9:00～17:00

(祝日、12月28日～1月4日、8月13日～16日を除く。)

<面接相談>

支援活動員による面接のほか、必要に応じて、弁護士・臨床心理士による専門相談も行います。

いずれもご予約が必要です。前記の電話相談窓口で受け付けていますので、まずはお電話ください。

○ 公益社団法人広島被害者支援センター

相談日時 随時（ご予約時に打ち合わせをします。）

○ 東部相談室（福山市役所内）

相談日時 毎月第2火曜日（祝日除く。）13:00～16:00

○ 南部相談室（呉市役所内）

相談日時 毎月第2金曜日（祝日除く。）13:00～16:00

同センターは、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けています。

支援活動員には、法律により守秘義務が定められており、情報は厳密に管理していますので、ご安心ください。

○ 情報提供制度

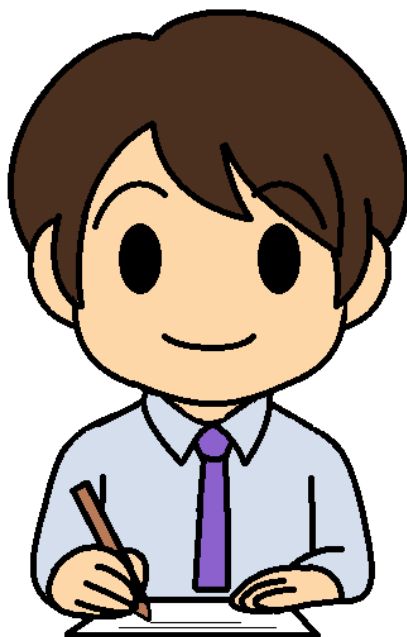
被害者等の同意を得て、事件を取り扱った警察署等から同センターへ、支援の依頼や連絡先などの情報を提供する制度です。

同センターの支援活動員が、支援に必要な内容を知った上で、ご希望の連絡先にお電話します。

詳しくは、裏表紙の「連絡捜査員」又は警察署警務課へお問い合わせください。

犯罪被害にあわれた後は、事件や事故のショックにより混乱し、その後の日常生活に支障が出る場合があります。同センターに相談したいと思っても、自ら電話をして事件について説明することは精神的にも負担となり、電話をするのをためらっているうちに悩みが深まったり、支援制度を利用する機会を逃してしまったりすることもあります。

情報提供制度により、ご負担なく、同センターによる支援を受けることができますので、どうぞご利用ください。



⑤ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターとは、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）の被害を受けた方の保護や自立支援を行う上で、中心的役割を果たす機関で、次のような被害者支援を行います。

- 相談や相談機関の紹介
- 被害者及びその同伴家族の一時保護
- 情報提供（自立生活促進のための就業支援、住居確保、援護等に関する制度の利用、保護命令制度の利用、保護する施設の情報提供等を行います。）

詳しくは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにお問い合わせください。

配偶者暴力相談支援センター

名称（所在地）	電話番号・相談時間	担当区域
広島県西部こども家庭センター 女性相談課 （広島市南区宇品東4-1-26）	(082) 254-0391 月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始は休み）	県 全 域
広島県東部こども家庭センター （福山市瀬戸町山北291-1）	(084) 951-2372 月～金 10:15～17:00 （祝日、年末年始は休み）	
広島県北部こども家庭センター （三次市十日市東4-6-1）	(0824) 63-5181(代) 内線 2313 月～金 10:15～17:00 （祝日、年末年始は休み）	
広島県こども家庭センター夜間・休日電話相談	(082) 254-0399 月～金 17:00～20:00 土日祝 10:00～18:00 （年末年始は休み）	
広島市配偶者暴力相談支援センター	(082) 504-2412 月～金 10:00～17:00 （祝日、8月6日、年末年始は休み）	

⑥ 性被害ワンストップセンターひろしま

性被害にあわれた方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら安心して、被害直後から総合的な支援を受けることができる相談窓口です。

ご家族や友人の方からの相談も可能です。

性被害ワンストップセンターひろしま

〈電話相談〉

電話番号 (082) 298-7878

全国共通短縮ダイヤル #8891

「#はやくワン(ストップ)」

相談時間 24時間365日

〈面接相談〉

9時～19時

※ ただし、緊急の場合は24時間365日

〈支援内容〉

医療機関、警察、弁護士等への付添支援等

医療費、弁護士・臨床心理士相談に係る費用の公費負担



⑦ 日本司法支援センター（法テラス）

法テラスは、被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には、弁護士費用の援助制度を案内するなど、被害にあわれた方やその家族等を多角的にサポートしています。

○ 支援情報の提供

相談窓口の案内、利用できる法制度など、犯罪被害者支援に関する情報を無料で提供します。

○ 弁護士の紹介

法律専門家の力が必要な場合は、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

○ 経済的援助制度の利用

・ 民事法律扶助制度

損害賠償や保護命令の申立てなど、民事裁判等の手続を希望する被害者等に、弁護士費用などの立替えを行います。

・ DV等被害者法律相談援助制度

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む。）に対し、資力にかかわらず、弁護士による法律相談を行います（有資力者は相談料の負担あり）。

・ 被害者参加人のための国選弁護制度

刑事裁判への参加を許可された被害者等が経済的に余裕のない場合でも、弁護士による援助を受けられるよう、国がその費用を負担する制度です。法テラスでは、被害者参加人のご意見をお聴きした上で、被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知します。

・ 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。

すべての被害者参加人が利用できます。

- 日弁連委託援助制度
生命・身体等一定の犯罪被害にあわれた方等に、刑事手続や犯罪被害者等給付金申請などの行政手続に関する弁護士費用等を援助します。

詳しくは、法テラスにお問い合わせください。

日本司法支援センター【法テラス】

犯罪被害者支援ダイヤル

0120-079714（なくことないよ）

受付時間 平日 9:00～21:00

土曜 9:00～17:00

（日曜祝日、年末年始を除く。）

ホームページアドレス

<https://www.houterasu.or.jp>



⑧ 公益財団法人暴力追放広島県民会議

公益財団法人暴力追放広島県民会議は、暴力団対策法に基づき、広島県公安委員会から広島県暴力追放運動推進センターとして指名を受け、暴力団排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルにあった方への支援と助言を積極的に行っています。

特に、暴力団犯罪の被害者となった方に対しては、内容によって次のような支援を行っています。

- 専門的な知識を有する相談員による相談
- 見舞金の支給
- 民事訴訟費用の援助

公益財団法人 暴力追放広島県民会議

所在地 広島市中区基町 10-3 広島県自治会館3階

電話番号 (082) 511-0110

(082) 228-5050

相談受付 月～金曜日 9:30～16:00

(祝日、年末年始を除く。)



⑨ 公益財団法人犯罪被害救援基金

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金等給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を給与しています（返済の必要はありません。）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- 学校等に在学（小学校入学3年前の園児から大学院生及び諸外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先)

各警察本部犯罪被害給付事務担当課又は最寄りの警察署被害者支援係
※広島県警察では、広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室
又は警察署警務係が申出先となります。

支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先)

公益財団法人犯罪被害救援基金

<窓口> 公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-8 エミナビル 2 階

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

⑩ 広島県労働相談コーナー

県内2カ所の広島県労働相談コーナーでは、賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、電話や面談での相談を受け付けるとともに、弁護士による特別労働相談を実施しています。

詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	所在地	相談日時	電話番号
広島県労働相談コーナーひろしま	広島市中区基町10-52 県庁東館3F	■一般労働相談 月～金曜日※1 9:00～12:00、13:00～16:00 ■特別労働相談※2 (弁護士相談) 奇数月 第3水曜日 13:00～15:00	0120-570-207
広島県労働相談コーナーふくやま	福山市三吉町1-1-1 福山庁舎第3庁舎4F	■一般労働相談 月～金曜日※1 9:00～12:00、13:00～16:00 ■特別労働相談※2 (弁護士相談) 偶数月 第3水曜日 13:00～15:00	0120-570-237

※1 祝日と年末年始(12/29～1/3)は、お休みします。

※2 事前の予約制です。一般労働相談で受付後、予約を受け付けます。



⑪ 広島県犯罪被害者等支援総合窓口

広島県では、被害者等に対して適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口を開設しています。

犯罪被害等でお悩みや、お困りの場合には、お気軽にご相談ください。

公益財団法人広島被害者支援センターの支援員が対応し、必要に応じて関係機関・団体の紹介や、専門機関への付添等を行います。

広島県犯罪被害者等支援総合窓口（委託先：公益社団法人広島被害者支援センター）

相談専用ダイヤル （082）544-0110

相談日時 月～土曜日 9:00～17:00

（祝日、12月28日～1月4日、8月13日～16日を除く。）

相談方法 電話相談

面接相談（事前に電話してお越しください。）

⑫ 広島市犯罪被害者等総合相談窓口

広島市では、被害者等へ、各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提供を行う相談窓口を開設しています。相談は無料ですので、ひとりで悩まないでご相談ください。

広島市犯罪被害者等総合相談窓口

相談専用電話 （082）504-2722

相談日時 月～金曜日（祝休日、8月6日及び年末年始を除く。）
8:30～17:15

相談方法 電話相談・面接相談

⑬ 市町の犯罪被害者等相談窓口

各窓口の相談対応時間については、月～金（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15（坂町は 8:30～17:30）です。詳しくは、各市町にお問い合わせください。

市町	相談窓口	電話番号
呉市	市民部人権・男女共同参画課	(0823)25-3476
竹原市	市民福祉部地域づくり課	(0846)22-7736
三原市	生活環境部人権推進課	(0848)67-6044
尾道市	市民生活部人権男女共同参画課	(0848)37-2631
福山市	市民局まちづくり推進部多様性社会推進課	(084)928-1006
府中市	総務部総務課	(0847)43-7212
三次市	危機管理監危機管理課	(0824)62-6116
庄原市	総務部危機管理課	(0824)73-1206
大竹市	市民生活部自治振興課	(0827)59-2145
東広島市	生活環境部人権男女共同参画課	(082)420-0927
廿日市市	生活環境部人権・男女共同推進課	(0829)30-9136
安芸高田市	市民部社会環境課	(0826)42-1126
江田島市	市民生活部人権推進課	(0823)43-1635
府中町	町民生活部自治振興課人権推進室	(082)286-3165
海田町	福祉保健部社会福祉課	(082)823-9207
熊野町	住民生活部生活環境課	(082)820-5606
坂町	民生部民生課	(082)820-1505
安芸太田町	住民課	(0826)28-2116
北広島町	町民課北広島町人権・生活総合相談センター	(050)5812-5020
大崎上島町	住民課	(0846)65-3113
世羅町	総務課	(0847)22-1111
神石高原町	総務課	(0847)89-3330

相 談 機 関 一 覧 表

名称（所在地）	電話番号・相談時間	相談内容
広島県立総合精神保健福祉センター （安芸郡坂町北新地2-3-77） 担当区域は広島県内（広島市以外）	【面接相談（予約制）】 (082) 884-1051 月～金 9:00～17:00 （祝日、12/29～1/3を除く。）	精神的ショック やストレスによる 悩み等
	【広島こころの悩み相談】 080-1577-4774 月・火・木・金（祝日、年末年始を除く。） 9:00～12:00/13:00～16:00 【こころの電話】 (082) 892-9090 水・土（祝日、年末年始を除く。） 9:00～12:00/13:00～16:30	
広島市精神保健福祉センター （広島市中区富士見町11-27）	【電話相談】 (082) 245-7731 月～金 8:30～17:00 （祝日、8/6及びび年末年始を除く。） 【面接相談】 電話で相談し、予約する。	
（公財）広島県男女共同参画財団 （広島市中区大手町1-2-1）	【エソール広島電話相談】 (082) 247-1120 （水、日、祝日及びび12/29～1/3を除く。） 10:00～16:00	生活上のさまざまな悩みを受け止め、自らが解決策を見いだすよう援助
広島市青少年総合相談センター （広島市中区国泰寺1-4-15）	【青少年相談】 (082) 242-2117 月～土 9:00～17:00 （祝日、8/6及びび年末年始を除く。）	不登校、ひきこもり、友達関係、学習、進路、子育て、子どもへの関わり方などの相談
	【いじめ110番】 (082) 242-2110 24時間受付	子どものいじめに関する相談やあらゆる子どものSOSに関する相談

名称（所在地）	電話番号・相談時間	相談内容
広島市児童相談所 （広島市東区 光町2-3-77） ※担当区域 広島市	【電話番号】 （082）263-0694 月～金 8:30～17:15 （祝日、8/6及び年末年始を除く。） （虐待の電話相談・通報は24時間受付）	児童に関するあらゆる相談
広島県西部こども家庭センター ※担当区域 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡	【電話番号】 （082）254-0381 月～金 8:30～17:15 （祝日、12/29～1/3を除く。）	
広島県東部こども家庭センター ※担当区域 三原市 尾道市 福山市 府中市 世羅郡 神石郡	【電話番号】 （084）951-2340 月～金 8:30～17:15 （祝日、12/29～1/3を除く。）	
広島県北部こども家庭センター ※担当区域 三次市 庄原市	【電話番号】 （0824）63-5181 内線 2310、2311 月～金 8:30～17:15 （祝日、12/29～1/3を除く。）	
児童相談所全国 共通ダイヤル	【電話番号】 189 24時間対応	

警察署所在地・代表電話一覧表

庁名	所在地	代表電話
広島中央警察署	広島市中区基町 9-48	(082)224-0110
広島東警察署	広島市東区二葉の里 3-4-22	(082)506-0110
広島西警察署	広島市西区商工センター 4-1-3	(082)279-0110
広島南警察署	広島市南区出汐 2-4-65	(082)255-0110
安佐南警察署	広島市安佐南区西原 9-3-20	(082)874-0110
安佐北警察署	広島市安佐北区可部 4-14-13	(082)812-0110
佐伯警察署	広島市佐伯区倉重 1-26-1	(082)922-0110
海田警察署	安芸郡海田町つくも町 1-45	(082)820-0110
廿日市警察署	廿日市市本町 1-10	(0829)31-0110
大竹警察署	大竹市本町 1-8-10	(0827)53-0110
山県警察署	山県郡安芸太田町大字加計 3760-1	(0826)22-0110
呉警察署	呉市西中央 2-2-4	(0823)29-0110
広島警察署	呉市広大新開 1-5-6	(0823)75-0110
江田島警察署	江田島市江田島町中央 4-13-1	(0823)42-0110
東広島警察署	東広島市西条昭和町 4-11	(082)422-0110
竹原警察署	竹原市中央 1-1-13	(0846)22-0110
福山東警察署	福山市三吉町南 2-5-31	(084)927-0110
福山西警察署	福山市神村町 3106-1	(084)933-0110
福山北警察署	福山市神辺町大字新道上字 3-14	(084)962-0110
尾道警察署	尾道市新浜 1-7-34	(0848)22-0110
三原警察署	三原市皆実 3-2-6	(0848)67-0110
府中警察署	府中市鵜飼町 542-3	(0847)46-0110
三次警察署	三次市十日市中 2-6-6	(0824)64-0110
庄原警察署	庄原市中本町 1-3-8	(0824)72-0110
安芸高田警察署	安芸高田市吉田町吉田 1204-2	(0826)47-0110
世羅警察署	世羅郡世羅町大字西上原 427-1	(0847)22-0110

連絡捜査員

広島県

警察署

課

官職

氏名

TEL () - 0110

内線